

労務大臣 安達謙藏殿

社会局長 官

各府県長官

労務第二八五七号

昭和五年八月二十三日

警視總監 丸山鶴吉

（通）報候也

解決書

一、名義、如何之物ラズ實質上工場強迫ノ際ハ優先權ヲ因東所働

5. 8. 25
1590

労務第二八五七号

昭和五年八月二十三日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿

社会局長 官

各府県長官

北海道 札幌支庁 釧路支庁 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

株式会社 服部製作所 労働争議ニ関スル件 (追取)

標記争議解決状況ニ関シ既報(八月廿二日労務第二八三九号)

ノ必所資代表力作成交授セル解決書左記ノ通ニ付

右及追申(通)報候也

解決書

一、名義、如何之物ラズ實質上工場強迫ノ際ハ優先權ヲ因東所働